

「原発ゼロ」の希望ある未来のため、 女川原発の再稼働をしないように求める請願書の趣旨

2011年の東日本大震災から来年で10年目を迎えますが、みなさんは2012年の5月5日を覚えていらっしゃるでしょうか？

北海道電力の泊原発が定期点検に入り、日本中のすべての原発が止まった日です。その日から、3年3か月、九州電力川内原発1号機が再稼働するまでの間、電力の供給に不足が生じたのでしょうか？そうです、大震災直後に一時的に計画停電がありましたが、震災復興にも経済社会の動きという点でもまったく何の問題もありませんでした。

わたしたちは、まずこの事実を確認したいと思います。すなわち、原発による電力供給が一切なくともわたしたちの経済社会は存続できるという事実です。

そして、わたしたちはむしろ原発が稼働することによって発生するさまざまな問題にこそ目を向けなければならないと考えます。

今回、わたしたちが『「原発ゼロ」の希望ある未来のため、女川原発の再稼働をしないように求める請願書』を提出させていただいた目的も、原発が抱える諸問題について、とくに県議会のみなさまと一緒に考えたいと思ったからです。

原発が抱える問題をすべてあげれば、おびただしい数になりますが、以下ではとりわけ重要だと思われる点に絞って取り上げることにさせていただきます。

第一に、いったん原発事故が発生すると、社会と自然環境の全般にわたって破局的・壊滅的な結果がもたらされる点です。わたしたちは、このことを福島第一原発災害によって身をもって経験しました。原発は「万全の技術」に支えられ、「絶対に安全」な施設と言いつつ広められてきましたが、それが単なる「神話」に過ぎなかったことは誰の目にも明らかになりました。女川原発で災害事故が発生すれば、地元女川町や宮城県だけではなく、東日本大震災の被災地として復興の努力を重ねてきた地域が破滅し、それぞれの未来そのものが半永久的に失われてしまいます。

原子力規制委員会が、2020年2月に女川原発2号機について、いわゆる新規制基準に適合することを認めました。しかし、このことはあくまでも「新規制基準に『適合』」することを示すものに過ぎず、「安全」を保証するものではないことはいまでもありません。

第二に、原発の稼働にともなって必ず生じるいわゆる「核のゴミ」（＝高レベル放射性廃棄物）の処分法が確立しておらず、その将来的見通しもまったく不透明であるという点です。このままであれば、女川町が少なくとも女川原発で発生した「核のゴミ」の最終処分場となることを受け容れざるを得なくなるとも考えられます。将来世代に「核のゴミ」という「負の遺産」を押し付けることが果たして許されるのでしょうか。

少なくとも、わたしたちは「核のゴミ」が新たに発生する事態だけは避けることが絶対に必要だと考えます。廃炉時期をできるだけ早く設定することがいま求められていると考えます。

第三に、エネルギー政策は国策であり、原発立地自治体であっても異を唱えることはできないとの意見が少なくない点に関して、です。エネルギーは、人間社会の存立にとって不可欠ですが、すでに諸外国では再生可能エネルギーすなわち自然エネルギーへの転換が急速に進んでいます。情報技術を活用する安定供給も実現されつつあります。自然エネルギーは、それぞれの地域にある自然資源を基盤として創出されることはいまでもありません。したがって、どのエネルギーを活用するかは、各地域の住民が自立的・主体的に決定すべきと考えられる性格を持っています。

わが国は、太陽光、水、森林など自然に恵まれており、自然エネルギーの「資源豊国」そのものです。エネルギー資源が不足し、ほとんど輸入に頼らざるを得ないというのは石油に限ってのことであり、そのような環境破壊の原因となってきた化石燃料はもはや 20 世紀型の過去の遺物でしかありません。自然エネルギーが主役となる 21 世紀においては、エネルギーのあり方について、国にその決定の主導権をもたせることは地域住民の主体性を否定することにつながりますし、本当の意味での地方主権の実現が遠のくことを意味します。中央の上から一律に電源構成を規制するのは百害あって一利もないからです。エネルギーについて、その基本から利活用までを決めるのは、ほかでもない各地域の住民であることが基本中の基本なのではないでしょうか。

以上の三点が、何よりも先に強調しておきたいことですが、さらにいくつかのことを指摘しておきたいと思います。

すなわち、

第四に、第一の事故災害が破局的結果をもたらすことにもつながりますが、避難計画（しかも実効性をまったく欠く避難計画）が不可欠というエネルギー施設というのはそもそも不自然であるし、不健全ではないかという点です。何十万という人の移動を想定する、大がかりな避難計画なしでは成り立たないようなエネルギー施設は本当に必要なのでしょうか。エネルギーは人間社会の存立のカギを握る一環ではありますが、いわば大量の住民が不本意な動員を指示されてまで設置するようなものなのでしょうか。本末転倒の典型例というほかないのではないのでしょうか。

第五に、原発の稼働が地元の経済や財政を潤すという説に対してわたしたちはどのように考えているかという点です。

地域社会における人口減少、それにとまなう地域それ自体の衰退化などの否定できない現実を前にすると、原発の経済的恩恵にすがりたいという気持ちは痛いほどわかります。

しかし、原発の稼働に由来する定期点検などによる地域経済への効果は、ごく一部の産業業種（小売業・サービス業・宿泊業等）に限られているというのが実態です。町の財政においても、女川原発の固定資産税や交付金に依存する構造は、経年的に減少する原発の固定資産税や交付金がゼロになる時点で立ち行かなくなることを知るべきです。

むしろ財政については、廃炉により原発の固定資産税や交付金が減少しても、その減少を補う「新・交付金」（原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金）（2015 年度新設）や、廃炉後も使用済核燃料搬出を終えて解体届・電気工作物の変更（廃止）届を提出するまで固定資産税として課税することもできることに目を向けるべきだと考えます。

地元経済についても、廃炉への転換が数十年におよぶ廃止事業により、解体作業を含む雇用が生みだされることや、廃炉作業関連での人の集まりが小売業やサービス業、宿泊業などへの需要をもたらすことにも注目すべきです。

このような営みが、結局原発という不健全な施設のない町に変わることを保障し、最終的には自立した豊かな町へと育っていくことにつながるのだと確信します。

第六に、原発は二酸化炭素、すなわち温室効果ガスを出さないクリーンな施設であるという説に対してもわたしたちは疑問を持たざるを得ないという点です。科学の教えるところでは、核分裂反応を利用するという原理だけに限れば二酸化炭素を放出しないというのはその通りであるものの、原子炉の起動時・運転時・停止時の全工程において重油を燃料とする補助ボイラーが作動するので（例えば女川原発のタイプ＝沸騰水型では、放射能を帯びた蒸気の漏出を防ぐために、補助ボイラーで発生させた蒸気で封印することが行われるといわれます）、二酸化炭素の放出がないということにはなりません。

以上がとくに強調しておきたい点ですが、**最後**に「地元同意」についてのわたしたちの考えを述べさせていただきます。

2017 年の 8 月に河北新報社が宮城県内の有権者を対象として実施した「原発に関する世論調査」

によれば、女川原発2号機の再稼働に反対する意見は68%を占め、2020年3月の同社の調査でも反対の意見が61%に達しました。原発立地自治体（女川町と石巻市）に限れば、反対意見が17年調査では77%、20年調査では61%でした。反対意見が多数を占めたわけです。

そこで、注目したいのは、女川町だけに限定すると、賛成が60%（17年）、57%（20年）と賛成が過半となっていることです。原発立地自治体の町民は再稼働に積極的であるように見られるからですが、同時に見過ごせないことは、わたしたちも積極的にかかわって2018年に実施された『『原発』県民投票条例の制定を求める署名』における市町村別署名数を見ると、女川町の有権者数に対する署名者数の割合が22%と全市町村の割合（6%）を大きく上回り、全体のなかで突出していたことです。周知の通り、条例案は県議会であっさりと否決されてしまいましたが、それは立地自治体（地元）である女川町の住民が原発再稼働について「意思表示」する機会を奪ったことを意味します。女川町民の切実な思いを踏みにじったともいえます。

「地元」というのは、まさに住民そのものを指します。首長や議会は、住民の「意思」を正確に読み取り、それを明確に反映させることこそ求められているとわたしたちは確信します。条例案を否決し、住民の「意思表示」の場を奪った県議会の責任はきわめて大きいと言わざるを得ません。今度こそ「地元」の民意をすくいとっていただきたいことを強く訴えて発言とさせていただきます。

2020年10月13日

（起草 半田正樹氏）